

令和7年6月10日
民生文教常任委員会説明資料
教育部学校教育室学校支援課
教育部教育統括室社会教育推進課
企画部国際文化推進室スポーツ推進課

中学校の部活動について

- 1 部活動地域展開に係るアンケート結果について
資料1のとおり
- 2 芦屋市地域クラブ活動基本方針（案）について
資料2のとおり
- 3 芦屋市地域クラブ募集要項（案）について
資料3のとおり

以上



部活動地域展開に係る アンケート結果

芦屋市・芦屋市教育委員会
スポーツ推進課
学校支援課 社会教育推進課

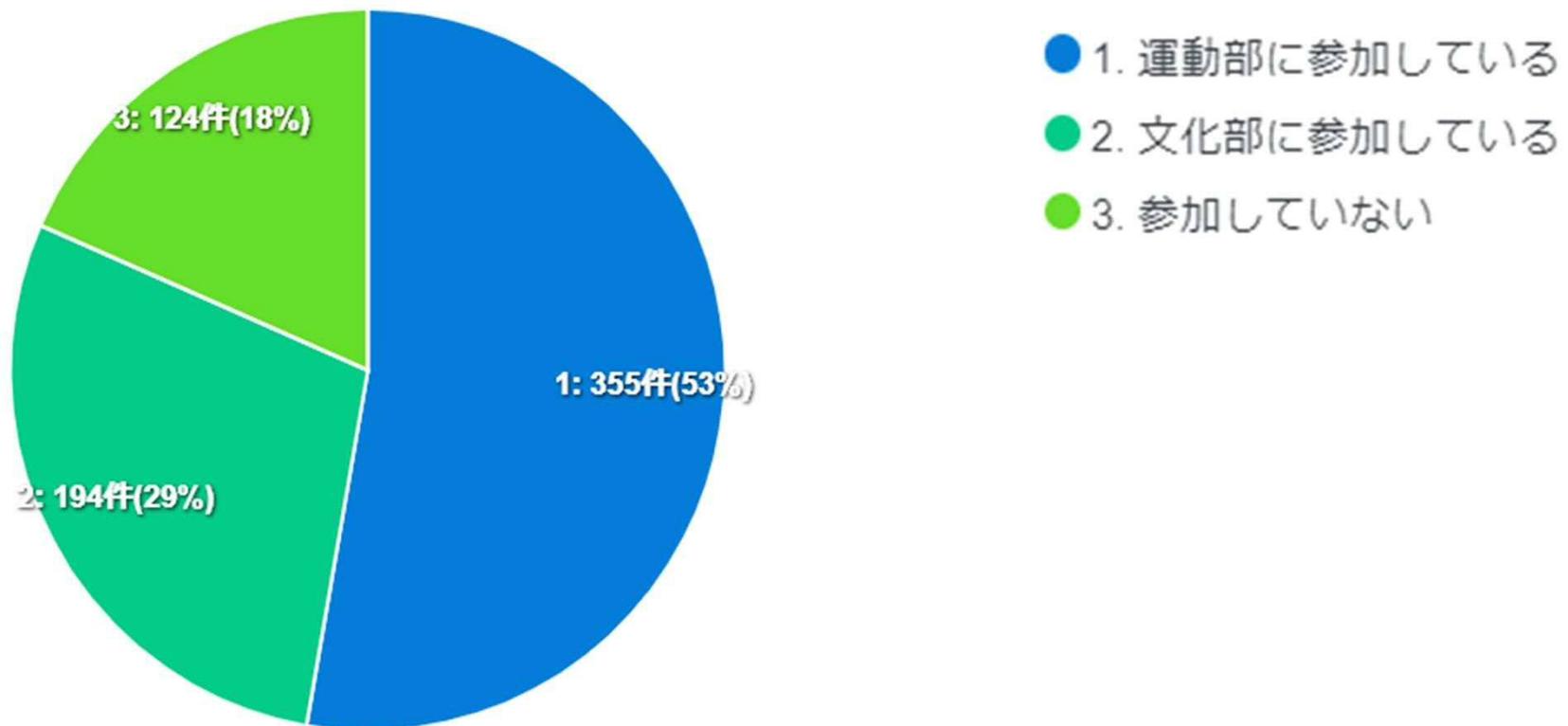
PART 01

部活動の総括① 生徒アンケート

実施期間	令和7年3月
対象	中学校1・2年生
回答数	673人
回答率	約67%

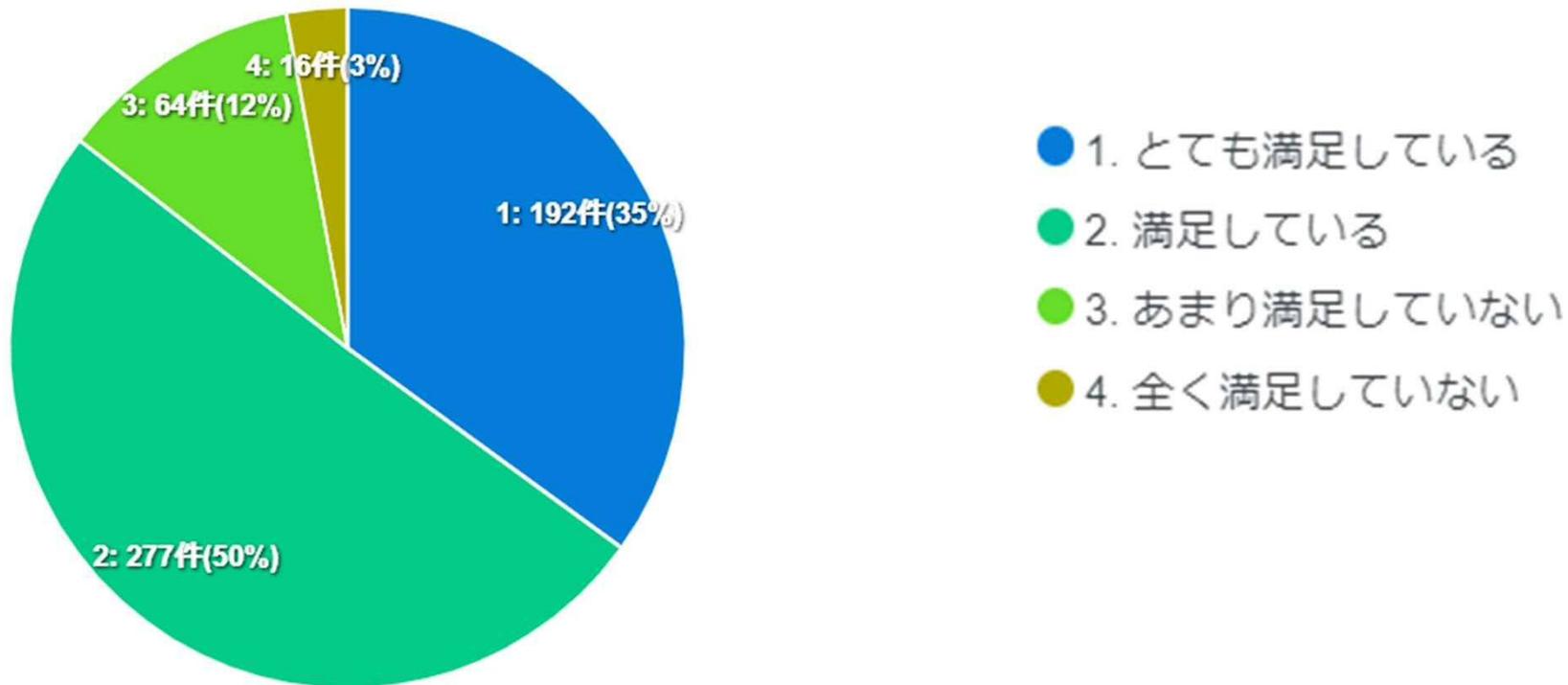
生徒アンケート結果 ①

Q 学校の部活動に参加していますか。



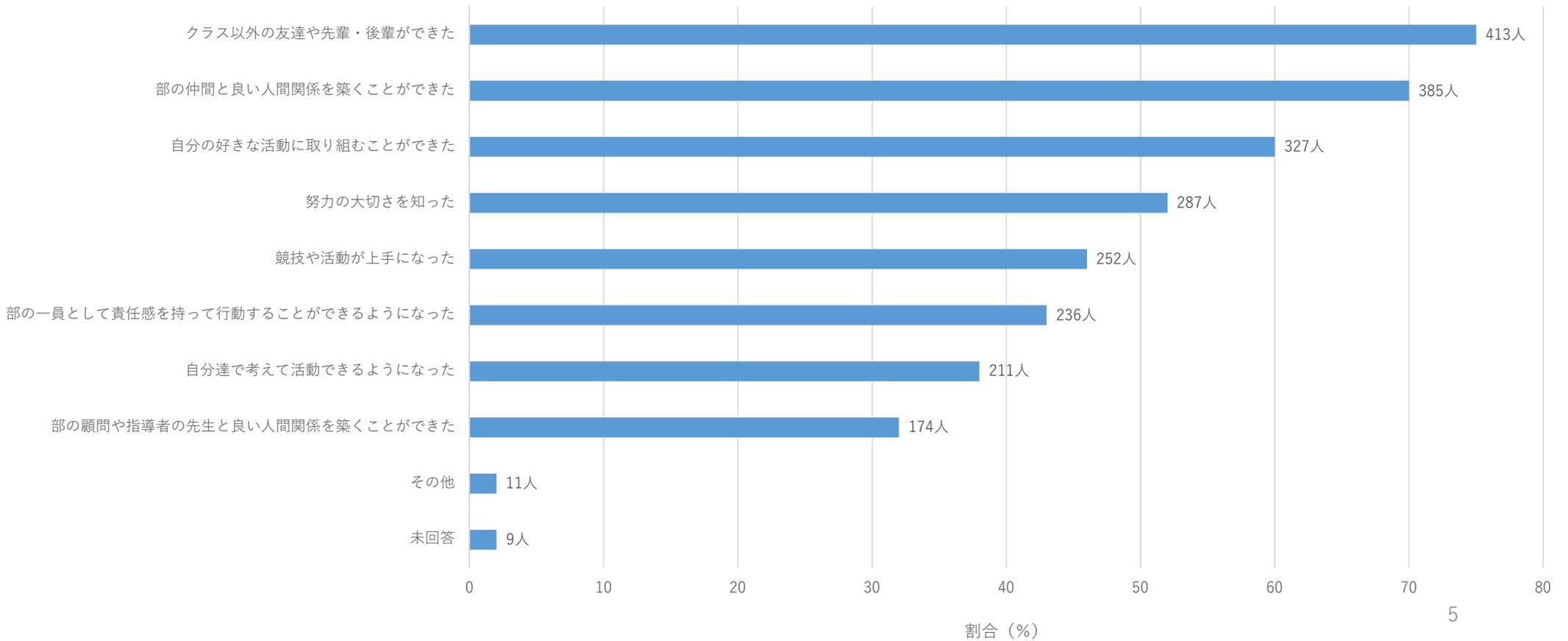
生徒アンケート結果 ②

Q 現在あなたが所属している部活動の満足度を書いてください。



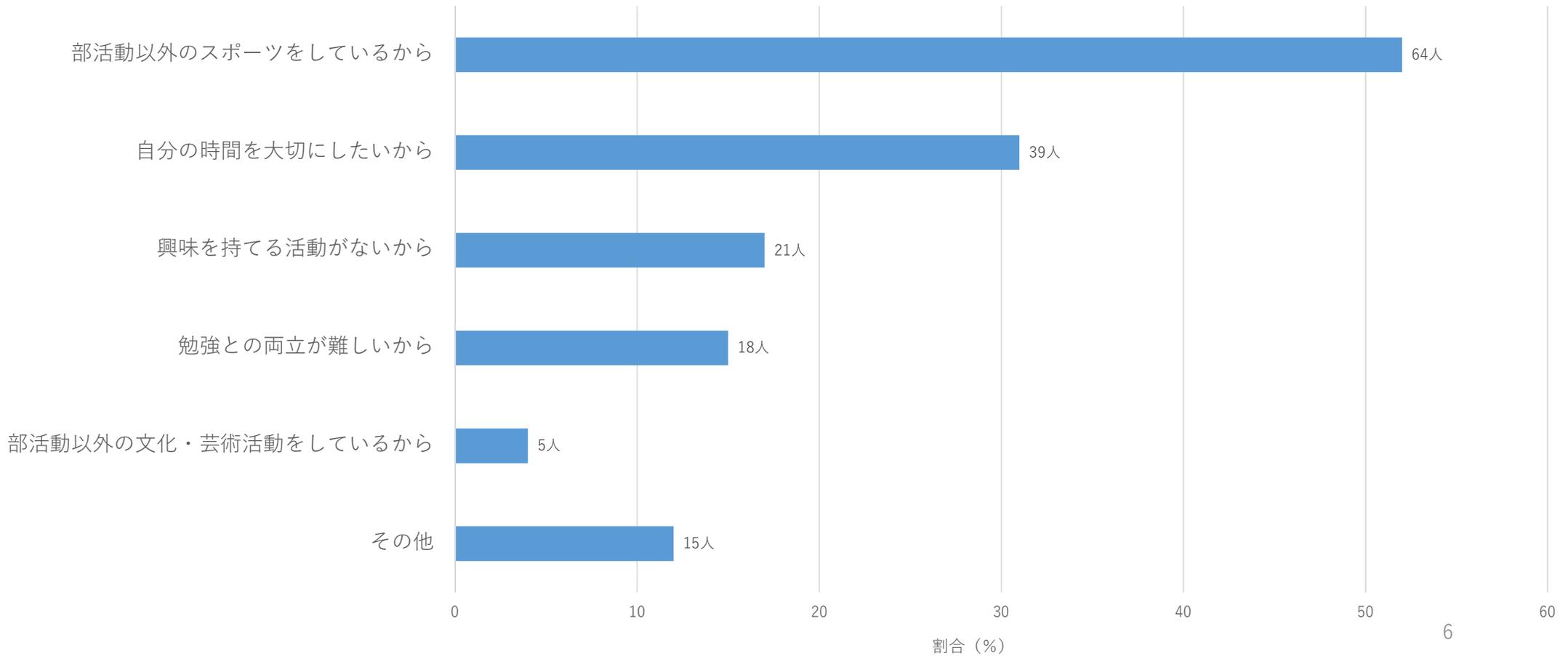
生徒アンケート結果 ③

Q 部活動に参加してよかったこと（複数回答あり）



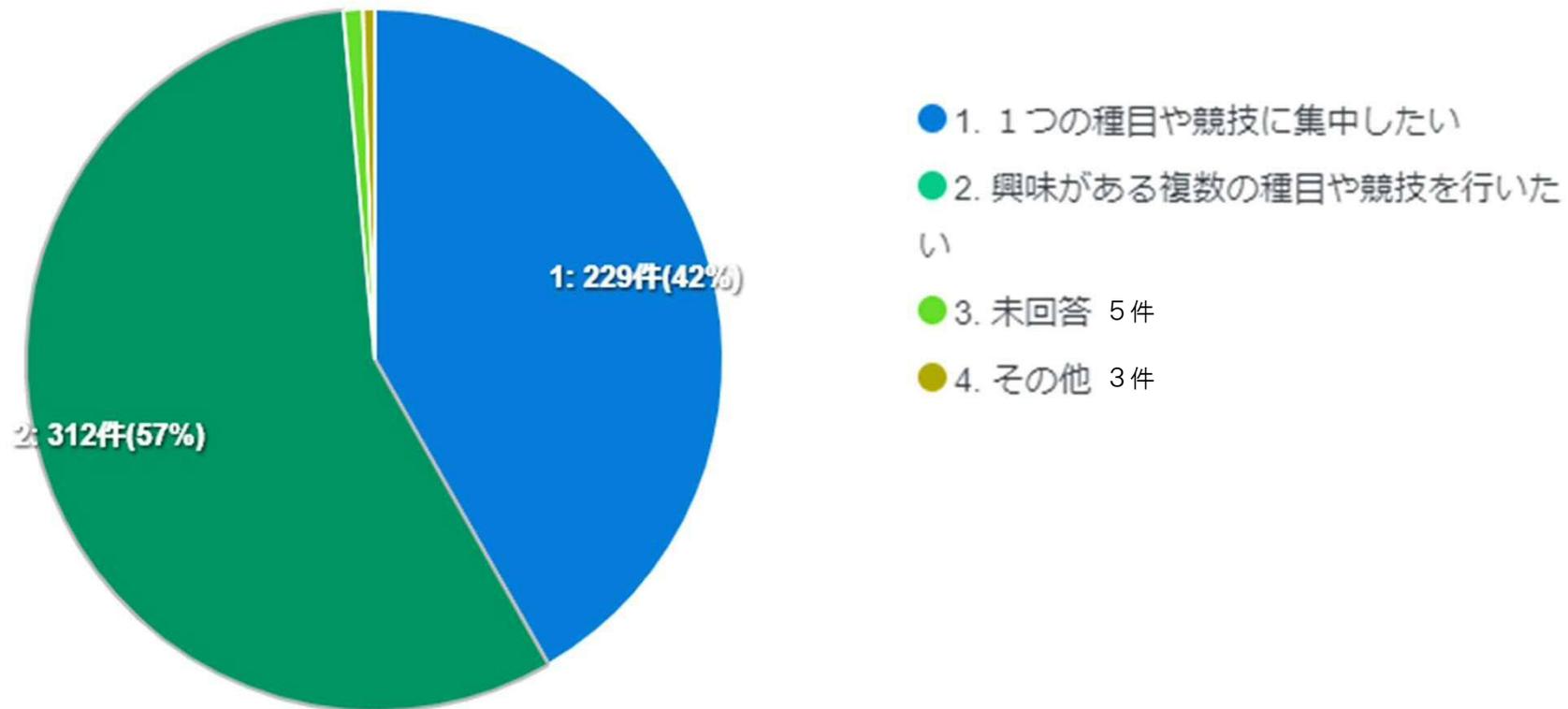
生徒アンケート結果 ④

Q 学校の部活動に参加していない理由を書いてください（複数回答あり）



生徒アンケート結果 ⑤

Q スポーツ・文化芸術活動への取り組み方についてどのように考えていますか。
例えば、あなたがサッカー部に所属しているとして、サッカーだけに集中したいと
考えますか。または、サッカーに取り組むと同時に、別の運動や、ピアノや書道
などの文化・芸術的な活動にも取り組みたいと考えますか。



部活動の総括（生徒アンケート結果より）①

▶部活動に対して、部活動参加者のうち約85%の生徒が「とても満足している」若しくは「満足している」と回答。

▶部活動に参加してよかったことでは、

- ・クラス以外の友達や、先輩・後輩と関わることができた
 - ・部の仲間と仲の良い人間関係を築くことができた
 - ・自分の好きな活動を取り組むことができた
 - ・努力の大切さを知った
- と半数以上の生徒達を感じている。

▶部活動に対して、部活動参加者のうち約15%の生徒が満足していない状況。

部活動の総括（生徒アンケート結果より）②

▶部活動に参加していない理由として、学校外でスポーツや文化的活動を行っている生徒や、「自分の時間を大切にしたい」という生徒もいる。一方で「興味を持てる活動がない」といった理由も挙げられている。

【参考】現在部活動になく、生徒達が取り組みたい活動上位5位

①調理 ②バドミントン ③eスポーツ ④ダンス ⑤水泳

▶興味のある複数の種目や競技を行いたいという生徒は、全体の約6割を占める。

PART 02

部活動の総括② 地域展開へ 引き継ぎたい理念

- 1 学年や学級を超えた交流を促進し、様々な年齢層と触れ合うことで多様な価値観に触れる活動に
- 2 自分で活動内容を選択し、自分のペースで参加できる活動に
- 3 活動(体験)を通して、成長が実感できる活動に

PART 03

部活動地域展開 検証事業の 振り返りについて (学校内)

実施について

1. 実施時期：令和6年7月～令和7年3月

2. 対象：精道中学校剣道部
山手中学校男子バスケットボール部
潮見中男子卓球部
参加生徒：中学校1、2年生 計50名

3. 目的

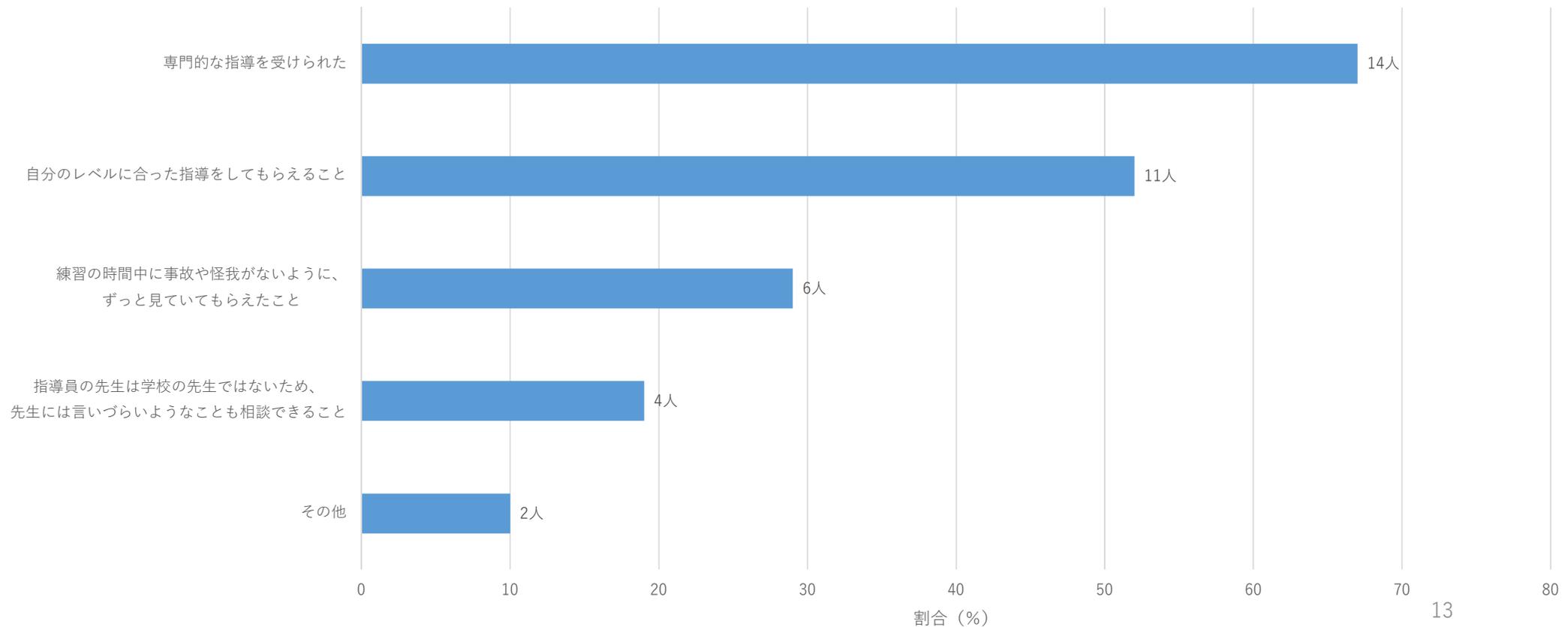
既存の市立中学校の部活動において、教員に代わり地域指導者を採用し、休日の地域クラブ運営を試行することで、地域指導者が生徒の技能向上に与える影響や、生徒の健康や安全に十分配慮した体制整備等に関する検証を進める。

部活動地域展開検証事業に係る生徒アンケートについて

実施期間	令和7年3月
対象	学校内部活動地域展開検証事業に関わる 中学校1・2年生
回答数	20人
回答率	40%

部活動地域展開検証事業に係る生徒アンケート結果①

Q 部活動地域展開検証事業に参加をしてよかったこと（複数回答あり）



部活動地域展開検証事業に係る生徒アンケート②（全ての自由意見）

部活動地域展開検証事業の感想について

- ▶ 小学校では味わえない大人な感じと、親も応援してくれた。学校の先生とは違う指導の先生は、人付き合いや聞くことの大切さ、聞くことを怒られない、知らないから聞くことと知ってたけど、もっと聞きたい時と色々聞くことの意味を教えてくれた事、これからも自信になった。
- ▶ 顧問の先生やコーチのご指導のおかげで、部活動が充実して、より良い結果を目指したくなった。
- ▶ 自身の成長をこの2年間で感じる事ができました。新人戦では良い結果を残す事ができました。しかし春のオープン戦では初戦負けとなり、まだまだ及ばないことばかりだと感じました。総体で悔いのないよう、残りの期間を有意義なものにしたいです。
- ▶ 部活動内で喧嘩などがあったりしたが、みんな本当は仲が良く協力したり、団結する事ができた。
- ▶ 部活動は学校での色々な人と関われるし、初心者から上級者までいて沢山の事が生徒同士で体験出来て楽しかった。とてもいい感じなので、これからも続けてほしい。
- ▶ 大満足。

部活動地域展開検証事業に関わる地域コーディネーターからのコメント

▶地域クラブ活動を進めていく上で、顧問、地域クラブ指導者、地域コーディネーターの間で丁寧な打合せや確認を行ってきた。その結果、検証の期間中に、生徒の大きなケガや指導上のトラブルは発生しなかった。

▶生徒は、顧問とは違う人から指導を受けることで、普段とはまた違った緊張感をもって練習に打ち込むことができた。

▶技術指導者、コーディネーターが、それぞれの役割に専念することで、生徒の心身の変化を素早く察知し、対応することができた。

部活動地域展開検証事業の総括

・ 地域指導者が生徒の技能向上に与える影響について

▣ 地域クラブ活動に対し、「専門的な指導が受けられた」と感じた生徒達の割合が高かった。生徒の感想についても、「地域指導者から学ぶことが多くあった」等の意見があり、概ね肯定的に捉えている。

・ 生徒の健康や安全に十分配慮した体制整備等について

▣ 地域コーディネーターからの報告により、「生徒の大きなけがや指導上のトラブルは発生しなかった」等、地域クラブの実施において、生徒の健康や安全に配慮した活動を行うことができた。

PART 04

児童アンケート実施

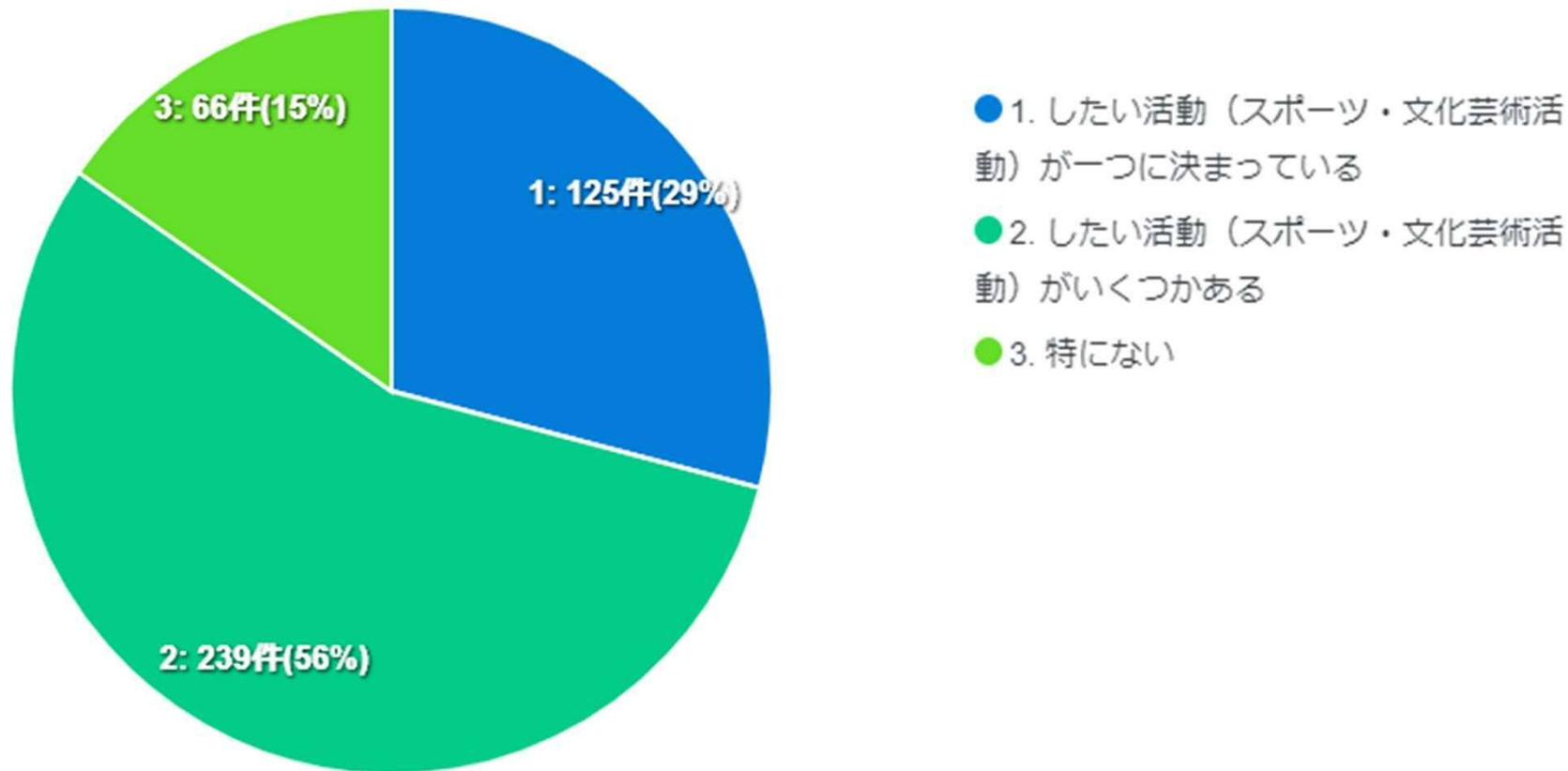
これからの
芦屋市の
部活動の地域展開
の取組

The screenshot displays the LoGo Forms web interface. The left sidebar contains a menu with options: フォーム管理 (Forms Management), テンプレート管理 (Template Management), 通知メール管理 (Notification Email Management), 手続き管理 (Procedure Management), ユーザー管理 (User Management), 利用規約管理 (Terms of Use Management), ポリシー管理 (Policy Management), オプション (Options), 特設カレンダー (Special Calendar), and 操作マニュアル・動画 (Operation Manual/Video). The main content area shows a survey titled "フォーム詳細 - 地域クラブに関する小学生向けアンケート調査" (Form Detail - Survey for Elementary School Students Regarding Regional Clubs). The survey is currently open. It includes two questions: Q1. "あなたが進学する予定の中学校を教えてください。" (Please tell us the middle school you plan to attend.) and Q2. "学年を教えてください。" (Please tell us your grade level.). Both questions are marked as mandatory. Q1 has four radio button options: 精道中学校 (Seido Junior High School), 山手中学校 (Yamate Junior High School), 潮見中学校 (Shioimi Junior High School), and 三つ以外の学校 (Other schools). Q2 has two radio button options: 小学校6年生 (Elementary School 6th Grade) and 小学校5年生 (Elementary School 5th Grade). The interface also shows a top navigation bar with the user name "学校教育課さん" (School Education Section) and a bottom status bar with the date "2025/03/20".

実施期間	令和7年3月、4月
対象	小学校4・5・6年生
回答数	430人
回答率	約20%

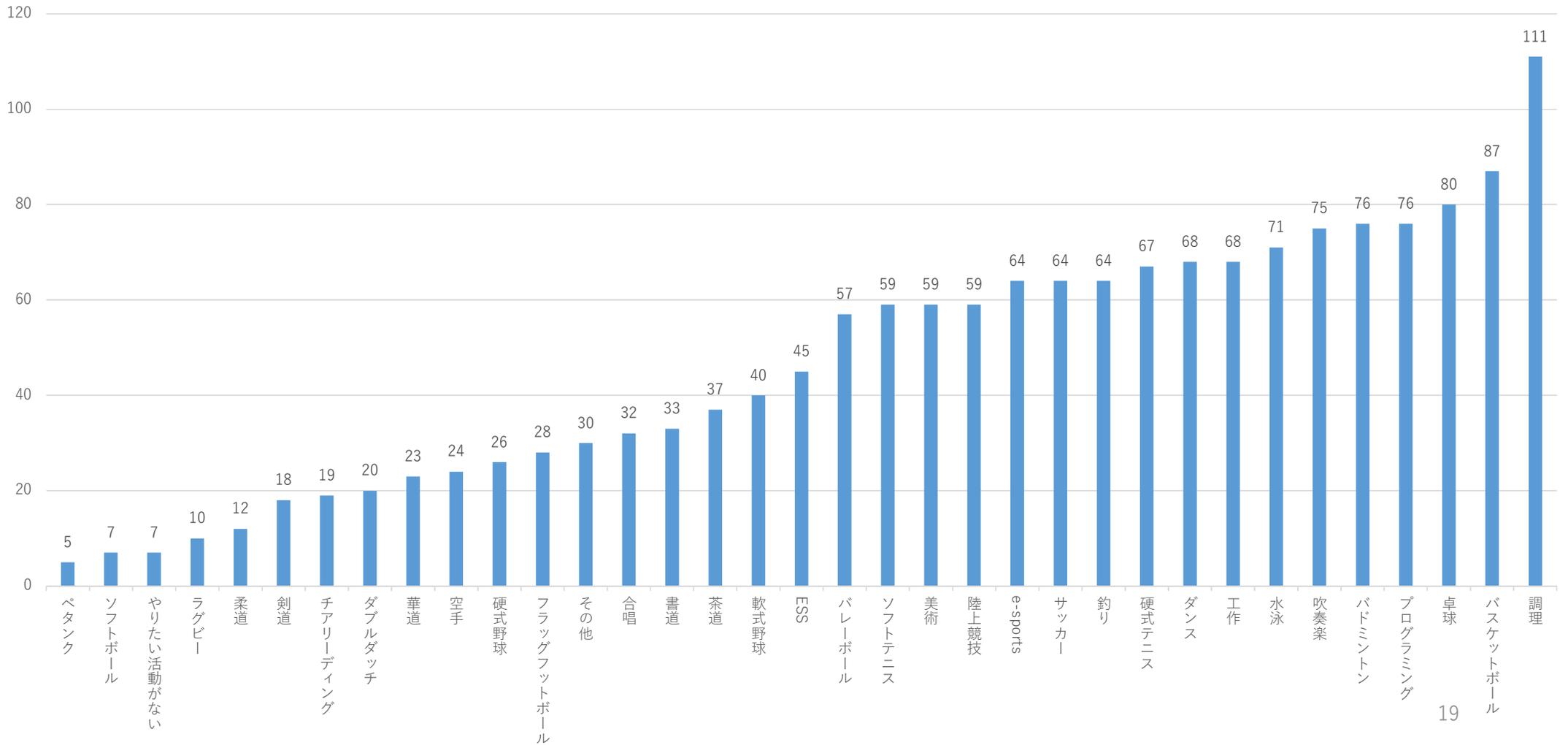
児童アンケート結果①

Q 中学生になってから放課後や休みの日に、勉強以外にしたいスポーツ・文化芸術活動がありますか。



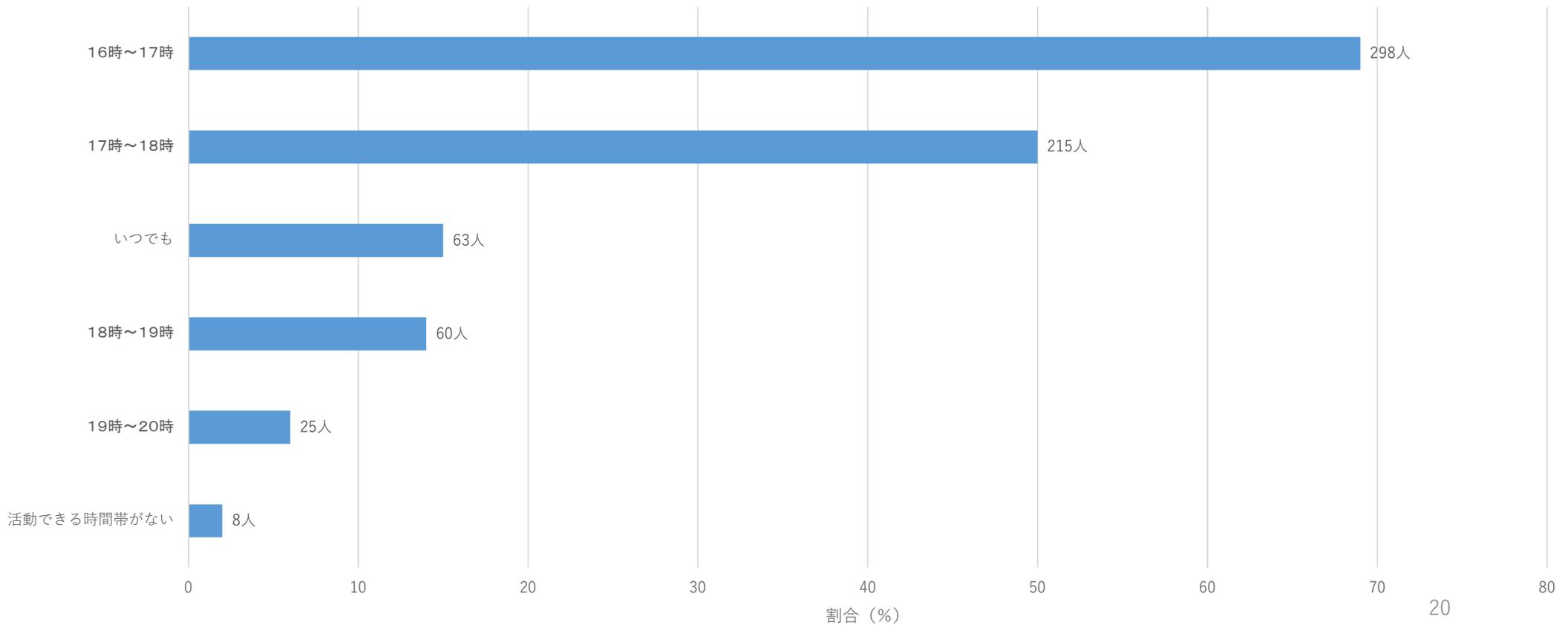
児童アンケート結果②

(人) Q 今後やってみたいと思うスポーツ・文化芸術活動を教えてください (複数回答あり)



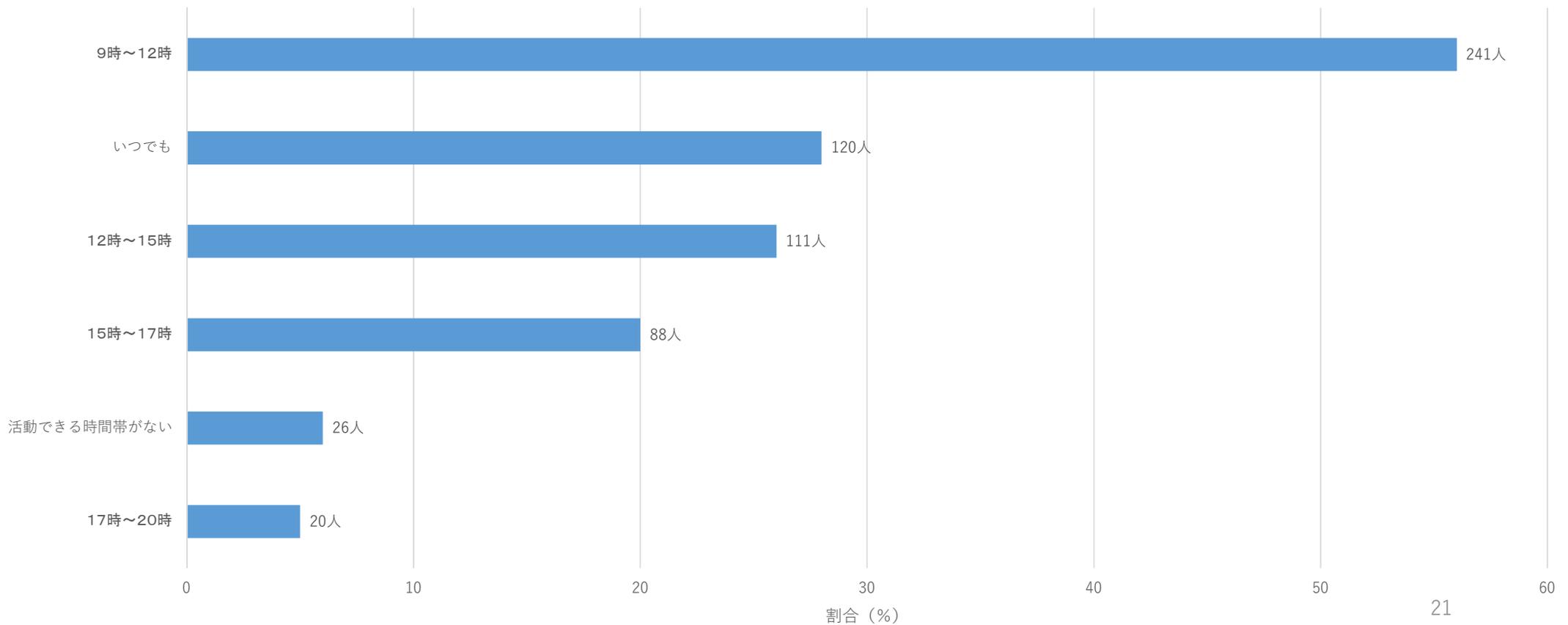
児童アンケート結果③

Q 平日のクラブに参加できる時間を教えてください。（複数回答あり）



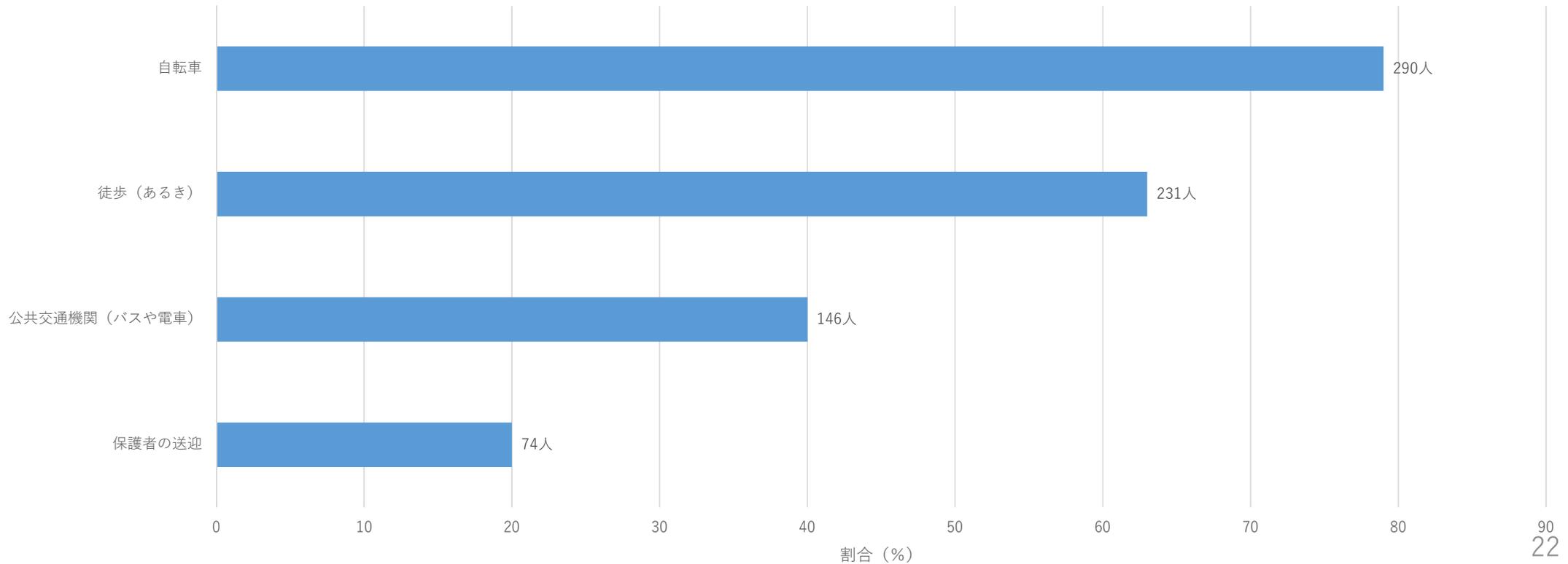
児童アンケート結果④

Q 休日のクラブに参加できる時間を教えてください。（複数回答あり）



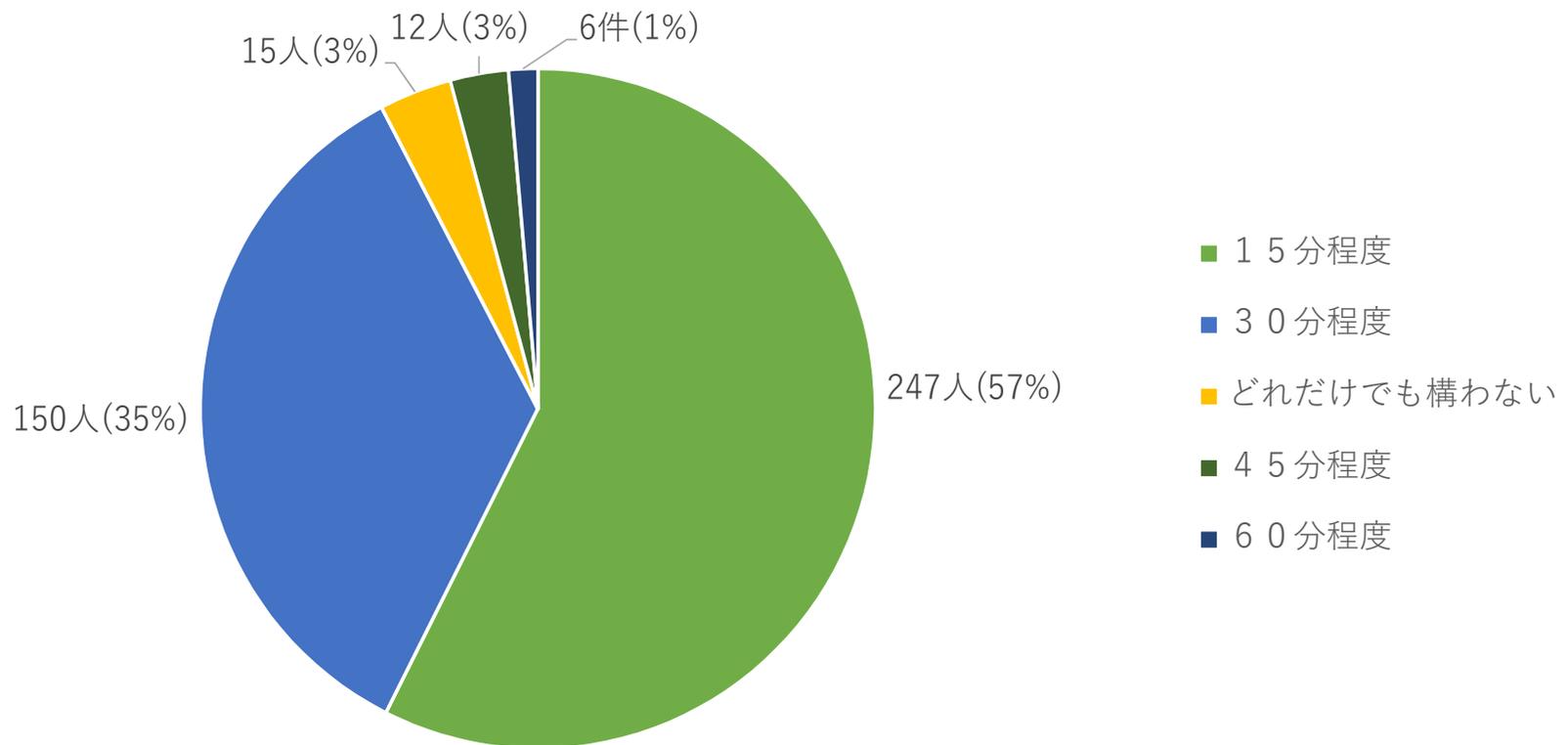
児童アンケート結果⑤

Q クラブの活動場所が、進学する予定の学校ではない場所になった場合、
どんな方法で通いますか。（複数回答あり）



児童アンケート結果⑥

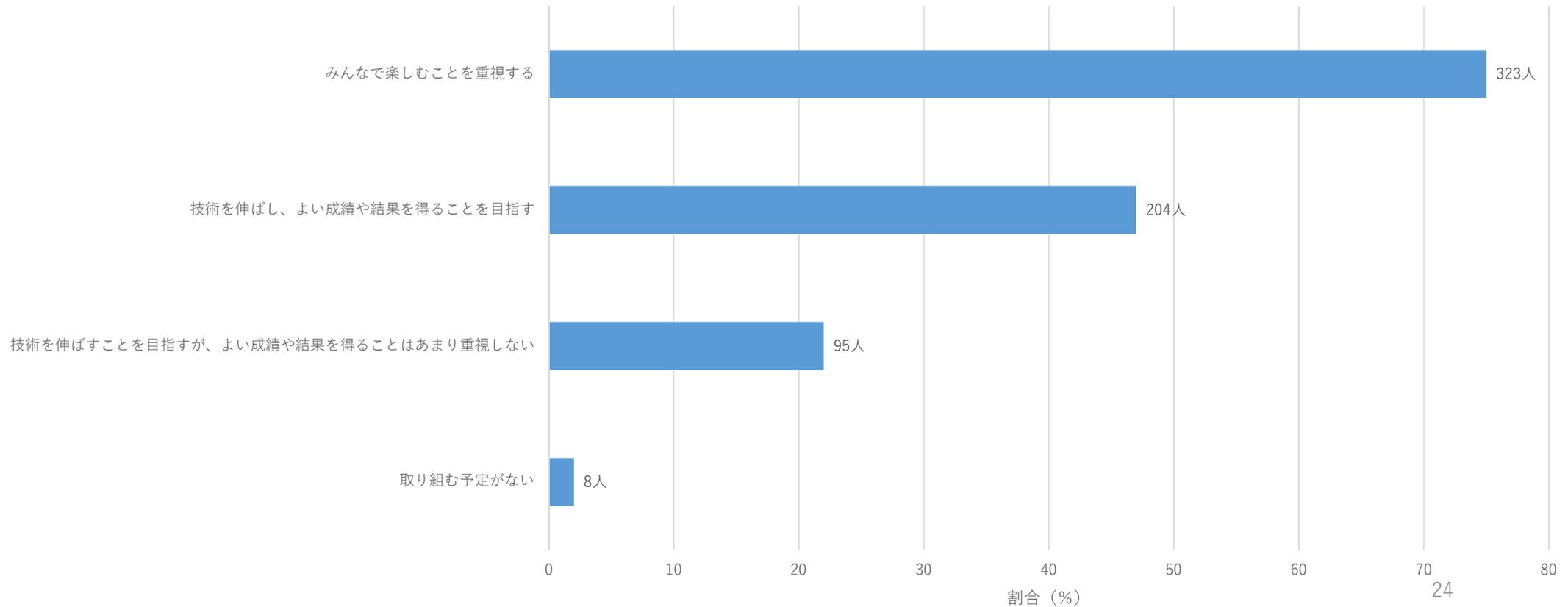
Q 自宅から活動場所までの移動について、どれくらいまでの時間をかけることが可能ですか。（複数回答あり）



児童アンケート結果⑦

Q あなたは、どんな目的でスポーツ・文化芸術活動に取り組みたいですか。

(複数回答あり)



PART 05

これからの 芦屋市の 部活動の地域展開 の取組

今後のスケジュールについて（案）

令和7年度

日	事柄
7月	芦屋市における地域クラブ活動に関する方針を公表
8月～9月	芦屋市における地域クラブの第1次募集開始
10月～12月	地域クラブの募集に係る申請団体の面接・認定
	以降必要に応じて募集

令和8年度

日	事柄
7月～10月	中学校部活動の終了及び地域クラブ活動開始

芦屋市地域クラブ活動基本方針【案】

令和7年7月

芦屋市・芦屋市教育委員会

目次

はじめに

1. 地域クラブ活動について

- 1-1 部活動地域展開の考え方
- 1-2 地域クラブ活動の特徴
- 1-3 地域クラブ活動の活動内容
- 1-4 地域クラブ活動の活動主体
- 1-5 スケジュール

2. 地域クラブについて

- 2-1 地域クラブの目指す姿
- 2-2 地域クラブの登録
- 2-3 会則及び活動方針の策定
- 2-4 活動計画の作成
- 2-5 指導の充実に向けて
- 2-6 活動報告等
- 2-7 適正なスタッフ等の配置
- 2-8 教員の兼職兼業
- 2-9 事故の防止及び健康管理
- 2-10 休養日及び活動時間
- 2-11 体罰・暴言・ハラスメントの根絶
- 2-12 指導者研修
- 2-13 地域クラブに参加するための移動方法等
- 2-14 中学校施設の利用
- 2-15 大会・コンクール等への参加
- 2-16 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減
- 2-17 保険の加入
- 2-18 個人情報の取扱い
- 2-19 登録の取消

3. 芦屋市・芦屋市教育委員会の関わり

- 3-1 芦屋市・芦屋市教育委員会の関わり
- 3-2 中学校の関わり

4. その他

はじめに

中学校の部活動は、中学生がスポーツや文化芸術に触れる場として、各学校が設置し、運営してきました。生徒たちは、これらの活動に自主的、積極的に参加していく中で、責任感や連帯感を身につけ、豊かな人間関係を築くとともに、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しむ態度を身につけるなど、中学校の部活は「生きる力」を育む活動として、重要な役割を担ってきました。

しかしながら、近年、中学校の部活動の現状は、生徒のニーズの多様化や少子化に伴う教員数の減少、専門的な指導力を持つ顧問の不足など、多くの課題が顕在化してきています。また、教員の働き方改革も進めていく必要があり、学校の部活動は従来どおりの指導形態で維持・継続していくことが非常に難しくなっています。

国は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、今後の部活動の方向性の大枠を示しました。また、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業、NPO、地域団体など幅広い団体においては、それぞれが実施主体となり、学校部活動に代わる、生徒たちの多様なニーズに応えた活動が行われるようになってきています。

今後、芦屋市・芦屋市教育委員会では、これまで中学校の部活動が果たしてきた役割も踏まえ、多様で持続可能な活動、将来にわたって生徒たちが主体的に選択できる場を提供することを目的として、令和8年度中をもって学校部活動を終了し、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業、NPO、地域団体などが運営主体となる地域クラブ活動へと展開していくことを目指します。

この度、地域展開を進めるにあたり、本市における地域クラブ活動に関する基本方針を策定しました。本方針は芦屋市で行われる地域クラブ活動の運営や指導の望ましいあり方について芦屋市の考え方を示しており、中学生が充実した生活を送れるよう、新たな形として地域クラブでの活動の基本を示すものです。

今後、各地域クラブにおいて、本方針をご活用いただき、地域クラブ活動の充実・発展の実現に向けて、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

1. 地域クラブ活動について

1-1. 部活動地域展開の考え方

部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来にわたって中学生が主体的に選択し、多様な経験ができる機会を確保することを目的として、令和8年度中に中学校の部活動を終了し、新たにスポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業、NPO、地域団体などが運営主体となる地域クラブ活動を開始します。

1-2. 地域クラブ活動の特徴

- (1) スポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業、NPO、地域団体など幅広い団体が主体となり、中学校の施設等を活用し、中学生に活動の場を提供します。
- (2) 学校の枠を越えて、中学生が主体的に「やりたいこと」を選んで活動します。
- (3) 大人の価値観を押し付けることなく、「仲間と楽しんで活動する」「目標に向けて一生懸命に取り組む」など、中学生の意向を尊重します。
- (4) 活動団体は登録制とし、要件を満たす団体を芦屋市・芦屋市教育委員会が公募し、審査を行った上で登録します。
- (5) 地域クラブ活動は会費制とし、各クラブの運営に必要な費用は原則として受益者（各家庭）に負担いただきます。

1-3. 地域クラブ活動の活動内容

アンケート等で把握した小学生・中学生のニーズも踏まえ、特定の種目だけに専念する活動だけでなく、休日・長期休業中などのレクリエーション的な活動や複数の種目を経験できる活動も含まれます。技術の向上を目指す活動から、運動機会の確保や多世代で趣味などを一緒に楽しむ活動まで、多様な活動に広がっていきます。

1-4. 地域クラブ活動の活動主体

- (1) スポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業、NPO、地域団体などを活動母体として、芦屋市・芦屋市教育委員会に登録の申請を行い、審査を経て登録された団体が地域クラブとなります。
- (2) 地域クラブは、指導を希望する教員も参加可能です。（兼職兼業）
- (3) 地域の保護者や部活動経験者等で、指導に興味をお持ちの方が複数名で協力することにより、地域クラブとして申請いただくことも可能です。

1-5. スケジュール

部活動地域展開の開始時期としては、中学校3年生の部活動終了後、新体制がスタートするタイミングを目安とします。

具体的には、運動部の活動は、概ね令和8年7月に終了し新たに地域クラブの活動を令和8年8月から順次実施していきます。また、文化部の活動は、概ね令和8年10月に終了し新たに地域クラブの活動を令和8年11月から順次実施していきます。

2. 地域クラブについて

2-1. 地域クラブの目指す姿

本方針の趣旨に沿って活動する地域クラブの活動は以下の4つを目指すものとします。

- (1) 中学生が自らの興味に基づいて、主体的に様々な活動に参加できるようにする。
- (2) 中学生がスポーツ・文化芸術活動などに参加し、様々な経験や豊かな交流を重ねることで、心身の健やかな成長を図る。
- (3) 勝利至上主義に陥ることなく、多様な考え方を認めあい、中学生が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動などに親しもうとする意欲や態度を育む。
- (4) 障がいのある生徒も含め、多様な教育的ニーズのある生徒が安心して活動に参加できるようにする。

2-2. 地域クラブの登録

- (1) 地域クラブは、「芦屋市地域クラブ募集要項」に基づき芦屋市・芦屋市教育委員会に登録申請を行い、審査及び登録を経て、中学生にスポーツや文化芸術活動などの活動機会を提供します。
- (2) 地域クラブの登録は、年度ごとの更新制とします。
- (3) 地域クラブは、年間を通じて活動を継続するものとします。
- (4) やむを得ない事情により活動を継続することが困難になった場合は、芦屋市・芦屋市教育委員会と協議するものとします。

2-3. 会則及び活動方針の策定

- (1) 地域クラブは、設立目的などを記載する会則及び下記(2)に記載する内容の活動方針を定めるものとします。
- (2) 活動方針には、「運営・活動体制」「活動内容」「活動頻度」「会費(参加費)」「定期的(少なくとも年1回以上)な会計報告」「参加者の範囲」「定員」「入退会の方法」「責任者・会計各1名」「その他必要な事項」などを定めるものとします。
- (3) 地域クラブは、広く活動方針を公表するとともに、その活動方針に則り運営を行うものとします。
- (4) 地域クラブは、会則及び活動方針を芦屋市・芦屋市教育委員会へ提出するものとします。

2-4. 活動計画の作成

- (1) 地域クラブは、年間の活動計画(活動日、休養日、参加予定大会の日程等)及び毎月の活動

計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加予定等）を作成のうえ、芦屋市・芦屋市教育委員会に提出するものとします。

- (2) 活動計画の策定にあたっては、中学校施設を使用する場合は当該中学校の学校行事等を考慮するなど、使用する施設の管理者と事前に十分に調整を行うものとします。
- (3) 活動計画は活動の1か月以上前に公表し、参加者へ伝えるとともに、中学校施設を使用する場合は当該中学校に伝えるものとします。

2-5. 指導の充実に向けて

- (1) 地域クラブは、それぞれのスポーツ・文化芸術活動の特性を踏まえた活動を実施し、適切な休養を取りながら、参加者が短時間に集中して取り組めるよう努めるものとします。
- (2) 地域クラブは、参加者の多様なニーズに応えられる指導者等の養成や資質向上の取組を進めるとともに、芦屋市・芦屋市教育委員会が定める研修（2-12.参照）を受講するものとします。
- (3) 地域クラブは、参加者の安全・健康管理等に努め、必要に応じてスポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等との連携などにより、参加者を支援するものとします。
- (4) 地域クラブは、参加者のスポーツ・文化芸術の能力向上や生涯を通じてスポーツ・文化芸術に親しむ基礎を培うとともに、参加者がそれぞれの目標を達成できるよう、コミュニケーションを十分に図り、発達の個人差や成長期における体と心の状態等を鑑みた上で指導を行うものとします。

2-6. 活動報告等

- (1) 地域クラブは、芦屋市・芦屋市教育委員会に年次ごとの登録更新とします。更新を行う際は、前年度の活動実績の報告を行うものとします。
- (2) 芦屋市・芦屋市教育委員会は、地域クラブにおいて適切な運営がなされているかどうか適宜確認を行うものとし、是正が必要となる場合には、地域クラブは芦屋市・芦屋市教育委員会の指導助言に従うものとします。

2-7. 適正なスタッフ等の配置

- (1) 地域クラブは、参加者の安全や健康等を確保するため、複数の指導者で行う体制を整えることを原則とします。ただし、文化芸術活動において一人の指導者等でも十分に安全性が確保できる場合などにおいてはこの限りではありません。
- (2) 地域クラブが、複数の地域クラブの運営を行う場合に、責任者及び会計は兼ねることができません。指導者が複数の地域クラブで指導を行おうとする場合は、芦屋市・芦屋市教育委員会と協議するものとします。
- (3) 地域クラブの活動方針や参加者の目的が様々であるため、必ずしも指導者に資格等を求めるものではありませんが、専門的な指導を行う場合にはその資格を有することが望ましいです。
- (4) 地域クラブとして、各活動における大会やコンクールに参加する場合は、審判資格の保持等、そ

の参加要件を満たすとともに、そのための人員を確保するものとします。

- (5) 地域クラブは、指導者本人の意思を尊重し、指導を望んでいない者に対して指導の協力を強いることがないように十分に配慮する必要があります。また、指導者の健康や生活等に支障がないことを常に確認する必要があります。

2-8. 教員の兼職兼業

- (1) 地域クラブは、教員をスタッフとして雇用等する際、居住地を考慮するとともに、人事異動や退職等があっても継続的・安定的に従事できるかどうかは確認しておく必要があります。
- (2) 芦屋市立学校の教員が兼職兼業によって地域クラブに従事する場合は、勤務校の校長の了承を得た上で、芦屋市教育委員会教職員課の許可を得る必要がありますので、必ずその手続を行うものとします。他市町の教員についてはそれぞれの所属等に確認してください。
- (3) 地域クラブが、兼職兼業に係る労働時間の確認等を行うにあたっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、学校長及び芦屋市教育委員会等と連携して、教員の勤務時間等の全体管理を行うなど、適切な労務管理に努めるものとします。

2-9. 事故の防止及び健康管理

地域クラブは、事故の防止及び参加者の健康管理のため、以下の事項に十分留意するものとします。

- (1) 使用する用具等について定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努める。
- (2) 使用する中学校施設(備品も含む)に不備があった場合、速やかに中学校及び芦屋市教育委員会に報告する。
- (3) 活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、熱中症等事故防止に努める。
- (4) 活動開始時に参加者の健康状態・疾病・傷病の症状などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するとともに、参加者が主体的に体調管理に努めることができるよう指導する。
- (5) 使用する用具を適切に保管又は管理するとともに、参加者に用具の正しい利用及び管理について指導する。
- (6) 使用する施設内でのAEDの設置場所について把握しておくとともに、定期的に救急救命講習を受講するよう努める。
- (7) 事故が発生した場合、速やかに応急手当、対応を行い、保護者及び運営団体・実施主体の責任者に報告を行う。また、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講じ、救急搬送が行われた場合には、所定様式にて、速やかに芦屋市・芦屋市教育委員会に報告する。

2-10. 休養日及び活動時間

- (1) 活動にあたっては、週当たり2日以上以上の休養日を設けるものとします。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とします。週末に大会参加等で活動した場

合は、休養日を他の日に振り替えるものとします。)

- (2) 長期休業中も上記と同様の休養日を設けるものとします。また、参加者が十分な休養を取れるよう、また、他の多様な活動に参加できるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けるものとします。
- (3) 1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うものとします。
- (4) 地域クラブの運営団体・実施主体が中学校施設を使用できる時間帯は、平日は16時から19時までの間、休日は9時から17時までの間とし、各校の施設状況等を踏まえるものとします。
- (5) 生徒の健康面・安全面及び家庭への負担を考慮し、学校始業前の活動(早朝練習)は実施しないものとします。
- (6) 中学校における定期考査の実施1週間前から実施までの期間や、学校行事当日及びその前後においては、参加者の実情に応じて活動を考慮するものとします。
- (7) 上記のほか、参加者が他の活動(学習活動等)を優先するなどの場合には、参加者本人の意向を尊重し、参加を強制しないものとします。

2-11. 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

体罰や暴言、ハラスメントは、参加者の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても許されない行為です。これらの行為や発言について、参加者との信頼関係や保護者の容認があるからと言って、正当化されるものではなく、決して許されないものであるとの認識を活動に関わる全てのスタッフが持ち、それらを根絶するための取組を機会あるごとに行うものとします。スタッフは、被害を受けた参加者はもとより、その場に居合わせた参加者の後々の人生まで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解しなければなりません。

体罰等の許されない指導(例)

- (1) 殴る、蹴る等。
- (2) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
 - ① 長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ② 熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ③ 相手の生徒が受け身をできないように投げたり、「まいった」と意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
 - ④ 防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- (3) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- (4) セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- (5) 身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするよう)な発言を行う。
- (6) 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

文部科学省「平成25年5月 運動部活動での指導のガイドライン」より

2-12. 指導者研修

地域クラブの指導者は、芦屋市・芦屋市教育委員会が指定する以下の研修を活動開始までに必ず受講するものとします。また、活動を継続する場合は、毎年受講するものとします。（※研修内容は、追加・変更する場合があります。）

- (1) 中学生の指導にあたり配慮すべき事項
- (2) 安全管理
- (3) 熱中症予防
- (4) ハラスメント防止
- (5) その他

2-13. 地域クラブに参加するための移動方法等

- (1) 地域クラブ活動では、遠方からの参加も想定されるため、参加者とその保護者等は、自転車や公共交通機関、保護者による送迎など、どのような手段を用いて参加するかクラブと情報共有するとともに、利用する中学校や公共施設等の定められた規則に従うものとします。
- (2) 地域クラブは、参加者が公共マナーや交通ルールを遵守するよう安全指導を徹底するとともに、使用施設の近隣住民にとって迷惑とならないよう対策を講じるものとします。
- (3) 地域クラブの参加者が自転車を使用してクラブの活動に参加する場合は、必ず保険に加入するとともに、ヘルメットを着用するよう努めるものとします。また、中学校で定められたルールに従うものとします。
- (4) 地域クラブとして練習試合や大会・コンクールに参加する場合、参加者やその保護者とよく相談し、集合場所や集合時間、解散場所等を決定するものとします。参加者の移動にあたっての引率は、必須とするものではありません。
- (5) 地域クラブ参加者の、移動中の事故・トラブルの責任は、地域クラブが負うものとします。この場合、適切な対応を取るとともに、速やかに保護者に連絡するものとします。

2-14. 中学校施設の利用

- (1) 地域クラブが中学校施設の使用を希望する場合は、登録申請時に、希望する施設・設備及び曜日・時間帯等について所定の様式に記載の上、提出し、芦屋市教育委員会において利用調整を行うものとします。なお、長期休業日における使用については、別途協議の上、決定するものとします。
- (2) 地域クラブは、学校長の承認を得た上で、芦屋市教育委員会の許可を受け、中学校施設を使用するものとします。
- (3) 地域クラブは、決められた時間内で活動を行うものとします。地域クラブの活動と学校の活動が重なった場合は、学校の活動が優先されるものとします。
- (4) 地域クラブの活動後は、施設の原状復帰を原則とします。活動中に利用施設に損傷を与えた場合は、地域クラブがその補修等に係る費用を負担するものとします。
- (5) 地域クラブは、学校が定めた所定の場所へ駐車・駐輪を行い、必要のない場所への立ち入り

を行わないものとしします。

- (6) 中学校の備品（サッカーゴールや卓球台、バレーネットの支柱など）を使用することはできませんが、消耗品（個人で使用するもの、ラインパウダー、救急セットなど）は原則として各運営団体・実施主体において準備するものとしします。
- (7) 中学校施設内は、禁煙・禁酒としします。
- (8) そのほか、中学校施設の使用にあたっては、別途定める「地域クラブにおける中学校施設の使用に関する規程」（今後策定予定）を遵守するものとしします。
- (9) 芦屋市教育委員会は、地域クラブが中学校施設の使用許可の条件に違反し、そのほか本方針に定められた事項を遵守しない場合は、使用許可を取り消し、又は使用を停止することができます。

2-15. 大会・コンクール等への参加

- (1) 中学校体育連盟主催大会への参加を希望する地域クラブは、兵庫県中学校体育連盟事務局へ必要な書類を提出して認可を受ける必要があります。必要書類等の詳細や各種競技部の細則については、兵庫県中学校体育連盟のホームページを参照してください。
- (2) 吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加を希望する地域クラブは、兵庫県吹奏楽連盟へ問合せを行い、必要な手続きを行ってください。
- (3) そのほか各連盟主催のコンクール等への参加を希望する地域クラブは、各連盟へ問合せを行い、必要な手続きを行ってください。

2-16. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

地域クラブは、参加者や保護者、地域住民等の理解を得ながら、継続的な活動及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するものとしします。

地域クラブとしての活動は、営利を主目的としないものとし、「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うものとしします。

【スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」】

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm

2-17. 保険の加入

地域クラブは、スタッフや参加者に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険はもとより、自転車を使用する場合は自転車保険に加入させるものとしします。争訟対応に關しての保険加入については、各運営団体・実施主体の判断としします。

2-18. 個人情報の取扱い

地域クラブは、「個人情報の保護に關する法律」を遵守するほか、活動によって知り得た個人情報

報を漏洩せず、適正に取り扱わなければなりません。

参加者（未成年の場合は保護者を含む）が無断で、個人が特定できる活動写真をホームページやSNS等に掲載することなどが無いように、十分配慮しなければなりません。

2-19. 登録の取消

地域クラブが本方針において定められた事項を遵守せず、芦屋市・芦屋市教育委員会の指導に従わない場合には、地域クラブ名を公表し、登録を取り消すことができます。

3. 芦屋市・芦屋市教育委員会の関わり

3-1. 芦屋市・芦屋市教育委員会の関わり

- (1) 芦屋市・芦屋市教育委員会は、地域クラブを把握し、必要に応じてヒアリングを行うとともに、本方針の内容を遵守しているかどうか、適宜確認します。
- (2) 芦屋市・芦屋市教育委員会は、地域クラブの安全な活動の実施に向けて下記の取組を行います。
 - ① 熱中症予防、頭部外傷やスポーツ外傷の予防、応急処置等について、指定する研修の受講を求めます。
 - ② 芦屋市・芦屋市教育委員会の関係部署と連携し、地域クラブへ様々なスポーツ・医学に関する研修会を紹介します。
- (3) 芦屋市・芦屋市教育委員会は、地域クラブから、運営・活動に関する相談を受け、適宜、指導助言を行います。
- (4) 芦屋市・芦屋市教育委員会は、参加者が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように地域クラブの活動内容等をホームページ等に掲載するとともに、小中学校等と連携して案内します。

3-2. 中学校の関わり

- (1) 中学校は、当該校の生徒の地域クラブへの参加状況の把握に努めるとともに、必要に応じて地域クラブの活動内容等について、生徒に案内するものとします。
- (2) 中学校は、当該校の施設を使用する地域クラブから必要に応じて活動実績の報告を受け、適宜、助言等を行うものとします。
- (3) 中学校は、当該校の施設を使用する地域クラブから運営・活動に関する相談を受け、適宜、助言等を行うものとします。

4. その他

- ① 市内に希望する活動がない生徒や、地理的な条件等により市外の地域クラブの参加を希望する生徒が、近隣市町の地域クラブに参加できるよう、芦屋市・芦屋市教育委員会は、近隣市町

と連携し、会員の相互参加が可能となる環境の整備に努めます。

②芦屋市・芦屋市教育委員会は、今後、国や県において部活動の地域展開に関する新たな方針等が示された場合など、必要に応じて本方針を改定するものとします。

芦屋市地域クラブ募集要項（案）

芦屋市・芦屋市教育委員会

「芦屋市地域クラブ活動基本方針」（令和 7 年 7 月策定予定）（以下、「基本方針」という。）に沿って、中学生が地域の中で、スポーツ・芸術文化活動等、多様な活動に継続して参加できる機会を提供できる団体等を募集する。

1 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たしている団体等であること

- (1) 「基本方針」を遵守して活動を運営、実施できること
- (2) 中学生をはじめ、定員の範囲内で参加を希望する地域住民の受け入れができること
- (3) 団体等の「会則」及び活動にあたっての「活動方針」を設けていること（任意の様式）
- (4) 中学校の部活動が終了し地域クラブの活動が始まる令和 8 年 8 月までに活動の体制が整えられること
- (5) 参加者及び代表者、指導者等は、スポーツ保険など必要な保険（個人賠償責任保険を含む）に加入すること
- (6) 団体等の構成員は、18 歳以上であること（高校生は不可）
- (7) 団体等の構成員は、芦屋市暴力団排除条例（平成 24 年芦屋市条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと
- (8) 芦屋市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員を構成員に含まない団体であること
- (9) 芦屋市、芦屋市教育委員会が指定する研修を必ず受講すること
- (10) 特定の政治・宗教を支持し、またはそれに反対する活動をしないこと

2 対象者

市内在住の中学生を中心としつつ、市外の中学生の受け入れもできる。既存の組織・団体が新たに地域クラブとして中学生を受け入れて、中学生と地域住民と一緒に活動することもできる。

3 活動場所

活動場所は、応募する団体等が確保する。応募にあたっては、芦屋市立中学校の施設（運動場、体育館、特別教室等）を活動場所として申請することができる。ただし、学校施設の使用を希望する団体の応募状況によって調整が必要となるため、希望どおりの活動場所、活動日数にならない場合がある。また、活動人数が少ない、活動が低調な団体等については、中学校施設の使用を認めない、または、使用施設の変更を求めることがある。

4 定員

各団体等で任意に設定する。

5 活動時間

各団体等で任意で設定する。ただし、学校の施設を利用して活動する場合は、学校の放課後の時間とし、平日は16時～19時の間の2時間を活動の基本とする。ただし、土日、祝祭日、長期休業中はこの限りではない。いずれも、学校の教育活動等に支障が出ないよう、事前に学校と協議したうえで活動時間を決定する。

6 会費

活動の維持・運営に必要な範囲とし、参加者や保護者に理解が得られる金額とする。可能な限り低額になるよう努める。

7 選考スケジュール

(1) 質問受付と回答

本募集に関し、不明な点がある場合は、質問書（様式1）を提出先に記載しているEメールアドレス宛に提出すること。提出された質問に対する回答は、市ホームページに掲載する。

- ① 質問状の提出期限 令和7年〇月〇日（ ）
- ② 回答予定日 令和7年〇月〇日（ ）

(2) 応募に係る申請書類

- ① 「会則」（様式2） *任意様式で可
- ② 地域クラブ活動方針（様式3）
- ③ 確認書（様式4）
提出期限 令和7年 月 日（ ）

(3) 選定方法等

「基本方針」に沿った活動が可能かどうかの観点から書類審査及び代表者との面談を行い選定する。なお、必要に応じて電話等により提出書類の内容について、確認や相談を行うことがある。

8 選定結果の通知

選定の結果は、令和7年〇月末に各団体に文書で通知するとともに、審査に合格した団体等は、市ホームページで公表する。また、応募の状況により、追加募集を行うことがある。なお、選定結果に関する問い合わせには一切応じない。

9 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 芦屋市・芦屋市教育委員会は、部活動の地域展開推進のため必要と認める場合は、提出書類の内容等を無断で使用することがある。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合、応募の無効、登録の取消措置を講ずる。

中学校部活動の地域展開とは？

芦屋市ではこれまでの中学校での学校部活動に代わるものとして地域クラブによる活動がスタートできるよう取組を進めています。

1 背景

少子化による生徒数の減少等に伴い、中学校では、子どもたちが希望する部活動を維持することが難しくなり、部員が集まらず満足な練習ができない、チームが作れない、大会に参加できないなどの影響が出てきています。

今後、さらなる少子化が見込まれるなか、国では、子どもたちのさまざまな活動が持続可能なものとして維持できるよう、学校部活動に代わるものとして、文化・スポーツ活動や、さまざまな体験活動の場を地域に展開していくことを目指しています。

芦屋市でも、令和8年の夏を目途に、子どもたちにとって、よりよい地域クラブ活動がスタートできるよう、現在、準備を進めているところです。

2 地域展開で目指すもの



3 部活動と地域クラブの違い

	中学校部活動	地域クラブ
位置づけ	学校教育の一環として学校が実施	地域の各クラブが行う多様な活動
指導者	学校教員、部活動指導員等	地域の多様な人材 希望する教職員等の兼職兼業
参加者	原則在学する中学校の生徒	そのクラブに参加を希望する生徒 (校区外や他自治体の生徒も想定)
活動場所	原則在学する学校の施設	学校や体育館などの公共施設 そのクラブが活動している施設
費用負担	部費(実費)	地域クラブの会費+実費
保険	日本スポーツ振興センター災害給付制度	スポーツ安全保険

中学校の部活動は、令和8年の夏を目途に地域が運営主体となった活動に新しく生まれ変わります！